

協 定 書

国土交通省自動車局自動車情報課（以下「甲」という。）と地方公共団体情報システム機構（以下「乙」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の9の規定による本人確認情報（法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から別記「本人確認情報の利用事務及び提供方法」（以下「別記」という。）の「1 本人確認情報の利用事務」に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、本協定書に定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（法第30条の7第1項の規定による通知に係る本人確認情報であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を、別記の「2 本人確認情報の提供方法」に定める提供方法により甲に提供する。

（情報提供手数料）

第2条 甲は、乙に対し提供を受けた本人確認情報1件につき、法第30条の23の規定により乙があらかじめ総務大臣の認可を受けて定めた額を、情報提供手数料として納付する。

2 乙は、総務大臣の認可を受けて情報提供手数料の額を定めたときは、速やかに甲に通知する。

3 乙は、毎四半期の末日後に、当該四半期分の情報提供手数料の総額を甲に請求する。

4 甲は、乙の正当な請求書を受理した日が属する月の翌月末までに、当該四半期分の情報提供手数料の総額を乙に支払う。

（本人確認情報の利用等に係る作業分担等）

第3条 甲及び乙は、別紙1「本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について」に従い、本人確認情報の利用及び提供に係る作業を分担し、また、作業に係る経費を分担する。

（本人確認情報の適切な管理）

第4条 甲及び乙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を、別紙2「本人確認情報の適切な管理のための措置」に従って講じる。

2 乙は、本人確認情報と同様に、別記の「2 本人確認情報の提供方法」に規定する照会データに対しても、厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じるものとする。

（研修及び技術協力）

第5条 乙は、甲の職員を対象とした本人確認情報の利用におけるセキュリティ対策等に関する研修を実施する。

2 甲は、本人確認情報を取り扱う職員を前項の研修に参加させるものとする。

3 甲は、セキュリティ対策等に関する研修を実施する場合に、乙に協力を求めることができる。

（本人確認情報処理事務の停止）

第6条 乙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のため、特に必要があると認めるときは、本人確認情報の全部又は一部の提供を停止することができる。

2 乙は、前項に該当することとなったときは、速やかに甲に通知する。

(協定の特約)

第7条 甲及び乙は、別紙3「特約事項」が本協定の各条項に抵触することとなる場合は、当該特約事項が本協定に優先して適用されるものとする。

(協定の内容の変更)

第8条 甲又は乙は、協定の内容に変更を行う必要が生じた場合は、乙又は甲と協議の上、本協定の内容を変更することができる。この場合において、甲と乙は、書面により変更の内容を確認するものとする。

(関係法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、本協定書のほか、次の関係法令等を遵守するものとする。

一 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

三 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

四 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）

五 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号）

六 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）

(協定の廃止)

第10条 甲の申出により本協定を廃止しようとするときは、甲乙協議の上、決定する。

(疑義についての協議)

第11条 甲及び乙は、本協定書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議し、決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 4月 1日

甲 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省自動車局
自動車情報課長 田 中 賢 二

乙 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉 本 和 彦

別記

本人確認情報の利用事務及び提供方法

1 本人確認情報の利用事務

甲が、乙から本人確認情報の提供を受ける事務は、次に掲げるものとする。

法別表第一に掲げる事務	「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」で定める事務
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による同法第 12 条第 1 項の変更登録、同法第 59 条第 1 項の新規検査、同法第 67 条の記入、同法第 71 条第 4 項の交付又は同法第 97 条の 3 第 1 項の届出に関する事務	(1)道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2)道路運送車両法第 59 条第 1 項の新規検査の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3)道路運送車両法第 67 条の記入の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (4)道路運送車両法第 71 条第 4 項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (5)道路運送車両法第 97 条の 3 第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

2 本人確認情報の提供方法

(1) 提供方法は即時提供方式とする。即時提供方式とは、乙との間に専用回線を敷設し、甲に設置した端末から即時に本人確認情報の提供を受ける方式であり、次の (2) ～ (4) の方法により行うものをいう。

(2) 本人確認情報の提供は、乙から提供に係る本人確認情報を電気通信回線を通じて甲に送信する方法による。

(3) 乙は、甲から住民の居住関係の確認のための即時提供に係る照会データ（住民の居住関係の確認のための求めをする際に乙の定める形式に従って作成されたデータ）が記録された電文を受信した後、即時に、照会結果データ（本人確認情報を提供する際に乙の定める形式に従って作成したデータ）を記録した電文を甲に送信する。

(4) 電気通信回線による送受信が可能な時間帯は、乙が定める。

別紙1

本人確認情報の利用及び提供に係る作業分担と経費の負担等について

- 1 ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器について
甲は、甲の負担により、本人確認情報の提供を受けるために必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク機器を設置し、維持及び管理する。
- 2 甲と乙の間の電気通信回線について
一括提供方式（回線接続）及び即時提供方式の場合において、甲は、甲に設置するネットワーク機器から乙に設置する回線終端装置までの間の電気通信回線を設置し、維持及び管理する。
- 3 耐タンパー装置のセットアップ
甲は、耐タンパー装置の機器本体、配送料等を負担する。ただし、耐タンパー装置のセットアップについては、甲から、乙が別に定める申込書によって求めがあったときは、乙が無償で実施する。
- 4 業務アプリケーションについて
乙は、甲に対して、次の業務アプリケーションを無償で提供する。
 - (1) 甲が設置するサーバに適用する業務アプリケーション
 - (2) 甲が設置する端末に適用する業務アプリケーション
- 5 手引書等について
乙は、甲に対して、本人確認情報の提供を受けるために必要な手引書等を無償で提供する。
- 6 テストその他の準備行為について
 - (1) 甲は、乙が提供するテスト手引書に従ってテストを実施するほか、所要の準備行為を行うものとする。
 - (2) 乙は、甲が行うテストに対し、無償で技術的協力を行う。
- 7 磁気媒体の授受について
一括提供方式（媒体交換）の場合において、甲と乙との間の磁気媒体の授受に伴う媒体費用及び輸送することとなる場合に要する費用は、甲の負担とする。
- 8 ホームページによる情報提供
乙は、甲に対して、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用者向けに乙が提供するホームページのアクセス権を無償で付与する。甲は、ホームページの利用に当たり、乙が定める住基ネット業務担当者コーナー利用規約を遵守する。
- 9 導入研修
乙は、本人確認情報の利用開始前に、必要があれば、甲に対して、住基ネットの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を無償で実施する。

本人確認情報の適切な管理のための措置

1 用語の定義

(1) 本人確認情報提供業務

乙から甲へ本協定書第1条に規定する業務及びこれに付随する業務をいう。

(2) サーバ

本人確認情報を取り扱う次のア～ウのサーバを総称して「情報提供サーバ」という。

ア 一括提供方式（媒体交換）における暗号処理サーバ

イ 一括提供方式（回線接続）におけるファイル転送サーバ

ウ 即時提供方式におけるオンライン検索サーバ

(3) 端末機

本人確認情報を利用できる即時提供方式における端末機を「本人確認端末」という。

(4) ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。

(5) データ

本人確認情報提供業務に当たって、通知され、記録され、保存され、又は提供される情報をいう。

2 本人確認情報提供業務の適切な管理

(1) 専用回線の使用

甲と乙のサーバを結ぶ電気通信回線がある場合は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用する。

(2) 通信相手相互の認証

甲のサーバと乙のサーバの間の通信を行う場合は、通信相手相互の認証を行う。

(3) データの暗号化

甲と乙の間の本人確認情報を提供するためのデータの交換については、データの暗号化を実施する。また、甲のサーバと乙のサーバの間の通信については、データの暗号化を実施する。

(4) アクセス管理

甲及び乙は、職員に対して、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、必要なアクセス権限を付与するものとする。特に、端末機については、管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が取り扱うものとし、暗証番号及び操作履歴を適正に管理する。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

甲及び乙は、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じるものとする。

(6) 他のソフトウェアの作動禁止

甲及び乙は、サーバにおいて、本人確認情報提供業務に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないものとする。

(7) 磁気ディスクの管理

ア 甲は、乙からデータを磁気ディスク等の媒体で提供を受けた場合、その取扱い、保管及びデータ消去等の管理を適切に行う。

イ 甲は、データを格納したサーバ及び端末機の磁気ディスクを廃棄する際には、専用のソフトウェアによる消去又は物理的破壊等を行う。

(8) 不正プログラムの混入防止等

甲及び乙は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入され、又は稼動していないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講じる。

(9) データの適切な取扱い

ア 甲及び乙は、データを取り扱う者を限定する。

イ 甲及び乙は、大量のデータを取り扱う際には責任者の承認を得る等、データを処理する者の牽制体制について必要な措置を講じる。

ウ 甲は、本人確認情報の保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去するものとする。

エ 甲は、本人確認情報が記載された帳票を適切に管理する。

オ 甲及び乙は、本人確認情報以外に、住基ネットのセキュリティ対策に関する技術情報、具体的な運用方法、手引書及び個人情報等本人確認情報提供業務及びこれに付随する業務により知り得た情報に関し、これらを取り扱う職員に対して秘密保持義務について周知するものとする。

(10) 委託を行う場合等の措置

ア 甲及び乙は、本人確認情報提供業務の開発、変更、運用、保守等について、委託を行う場合は、委託先事業者等の社会的信用と能力を確認するものとする。

イ 甲及び乙は、データ保護のため、委託先事業者等に対し、適切な監督を行う。

ウ 甲及び乙は、委託業務の一部を再委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者と取り交わすものとする。

エ 甲及び乙は、要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講じる。

3 既設ネットワークとの接続

(1) 既設ネットワークの適切な管理

甲は、端末機の設置等のため、甲のサーバと既設ネットワークを接続する場合、既設ネットワークの電気通信回線は、専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講じ、既設ネットワークの適切な管理を行う。

(2) ファイアウォールによる通信制御

甲は、既設ネットワークと甲のサーバとの間にファイアウォールを設置し、本人確認情報提供業務に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行う。

(3) 外部との接続

甲は、既設ネットワークと外部ネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部ネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うとともに、接続状況の適切な管理を行う。

4 甲と乙の連絡調整体制

(1) 連絡先の通知

甲及び乙は、セキュリティ対策及び異常な事態が発生した場合に対策窓口となる職員の連絡先を相互に通知するものとする。

(2) システム構成等の通知

甲は、乙に対し、本人確認情報提供業務に係るハードウェア及びソフトウェア等のシステムの構成（甲のサーバと接続する既設ネットワークの接続状況を含む。）を通知する。システム構成を変更する場合も同様とする。

(3) 本人確認情報の適切な管理のための要請等

ア 乙は、甲に対し、本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について、毎年1回報告を求めることができる。

イ 甲は、アの乙の求めに応じ、乙の指定する様式により報告する。

ウ 乙は、イの甲の報告に基づき、必要に応じて、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

エ 甲は、乙に対し、アの報告の求め又はウの要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(4) 緊急時の対応

ア 甲及び乙は、本人確認情報提供業務に障害が発生した場合又はデータの漏えいのおそれが生じた場合（甲のサーバと接続する既設ネットワークに個人情報の漏えいのおそれが生じた場合を含む。）に連絡を行うものとする。

イ 乙は、アの場合に、あらかじめ定めた緊急時対応計画に基づき、必要な措置を講じる。甲は、乙が講じる措置に対し、必要な協力を行う。

別紙3

特約事項

1 情報提供手数料

第2条において、甲は乙に対し、別に定める契約書に従い、本人確認情報の提供に係る手数料を支払うものとする。